

## 院外処方箋における減数調剤（残薬調整）の運用について

### 1. 減数調剤の原則

院外処方箋に「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」の記載があった場合にのみ適用する。

調剤報酬点数表に関する事項〈通則〉の減数に関わる項を遵守すること。

#### 〈調剤報酬点数表に関する事項〈通則〉の減数に関わる項〉

処方箋において、残薬分を差し引いた減数調剤（薬剤服用歴の記録又は調剤録及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務をいう。）を行った後に、残薬に係る状況を情報提供することで差し支えない旨の指示があり、当該指示に基づき調剤を行った場合は、保険薬剤師は、患者に対して次回受診時に処方医への残薬の状況を報告することを促すとともに、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の数量、患者への説明内容等について、遅延なく当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。

### 2. 減数調剤の適用範囲

- ① 継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合
- ② 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象
- ③ 頓用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象
- ④ 外用薬・注射薬・その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象

#### 【適用外】

- ① 麻薬・抗悪性腫瘍剤
- ② 用法・用量を変更することによる減量
- ③ 調整後の残薬が10日分未満となる場合（外来予約日の変更や大規模災害を考慮）

### 3. 注意事項

- ① 必ず**実物を確認**した上で調整を行う。  
※実際の残薬数が患者の申告と異なり、調整後に薬剤が足りなくなるケースを回避するため
- ② 外来予約日の変更や大規模災害等の有事を考慮し、適正な日数調整を行う（10日程度は余分に手元にあるように）。
- ③ 調剤日数を0にすることは不可。
- ④ 減数調剤の内容は、トレーシングレポートに記載の上、すみやかに当院薬剤部までFAXする。その際、残薬が生じた理由も記載し、特に、アドヒアランス不良な場合などは詳細に情報提供を行う。
- ⑤ お薬手帳に、減数調剤した旨の記載を行う。
- ⑥ 判断に迷う内容に関しては、従来通り、疑義照会を行う。

2021年11月作成

2026年6月改訂